

少年保護事件の平均審理期間（一般、道路交通別、平成27年～令和6年）

一般保護事件

	平均審理期間(月)
平成27年	2.5
平成28年	2.4
平成29年	2.5
平成30年	2.6
令和元年	2.7
令和2年	3.1
令和3年	2.7
令和4年	2.3
令和5年	2.4
令和6年	2.5

(注)1 一般保護事件とは、少年保護事件から道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件を除いたものをいう。

2 次の事件を除く。

(1) 簡易送致事件

(2) (無免許)過失運転致死傷事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件、自動車運転過失致死傷事件、(無免許)危険運転致死傷事件、車両運転による過失致死傷事件及び車両運転による業務上(重)過失致死傷事件(いずれも令和4年3月以前終局分のみ)

(3) 移送・回付で終局した事件

(4) 併合審理され、既済事件として集計しないもの(従たる事件)

3 令和4年以降の数値は、統計取得方法の変更により集計可能となった、上記2(2)の事件の令和4年4月以降終局分の数値を含む。

なお、令和3年までとの比較のため、可能な限り令和4年3月終局分までと近い方法(※)で令和4年4月以降終局分を算出した場合の令和4年から令和6年までの数値は、令和4年の平均審理期間2.7月、令和5年の平均審理期間2.7月、令和6年の平均審理期間2.8月である。

※ 統計取得方法変更後の集計対象事件から、(無免許)過失運転致死傷事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件、自動車運転過失致死傷事件及び(無免許)危険運転致死傷事件を除外した。

4 令和6年の数値は速報値である。

道路交通保護事件

	平均審理期間(月)
平成27年	1.6
平成28年	1.6
平成29年	1.6
平成30年	1.6
令和元年	1.6
令和2年	1.8
令和3年	1.7
令和4年	1.7
令和5年	1.5
令和6年	1.6

(注)1 道路交通保護事件とは、道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件をいう。

2 令和5年以降の数値は、次の事件を除いた数値である。

(1) 簡易送致事件

(2) 反則金不納付事件

(3) 移送・回付で終局した事件

(4) 併合審理され、既済事件として集計しないもの(従たる事件)

3 令和6年の数値は速報値である。